



JCSS登録申請書類作成のための手引き

(第~~18~~19版)

2021年X月X日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

はじめに.....	3
登録申請関係の書類について.....	3
I. 登録申請書類の構成及び書き方について.....	3
1. 申請に必要な書類の構成及び作成.....	3
II. 申請書の書き方.....	6
1. 申請書様式.....	6
2. 申請書の記載事項.....	6
2. 1 申請者の名称及び代表者の氏名.....	6
2. 2 登録を受けようとする事業の範囲.....	6
2. 3 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地.....	6
2. 4 計量法関係手数料令別表第1第12号又は第13号の適用の有無.....	6
2. 5 申請書別紙の書き方.....	6
III. 添付書類の書き方.....	10
1. 添付書類の全体構成と作成方法について.....	10
2. 添付書類の記載事項について.....	10
IV. 誓約書の提出について.....	14
V. 登録免許税の納付証明書について.....	14
VI. 登録(登録更新)申請中の申請書類の訂正について.....	15
VII. 登録(登録更新)申請中の中断について.....	15
VIII. 登録(登録更新)申請の取下について.....	15
IX. 登録更新申請について.....	15
付 属 書 登録申請書添付書類の作成例.....	17
登録(登録更新)申請中断願の記載例.....	30
登録(登録更新)申請復活願の記載例.....	31
登録(登録更新)申請取下願の記載例.....	32
付 録 計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について.....	33

JCSS 登録申請書類作成のための手引き

はじめに

この手引き書は、計量法校正事業者登録制度(以下「JCSS」という。)の登録を受けようとする校正事業者が、計量法施行規則(以下「施行規則」という。)第91条に基づいて登録申請用の書類を作成するときの指針となる文書です。この手引きの内容は、施行規則の要求事項を超えるものではありませんが、JCSS の国際統合化による要求事項の明確化が反映されており、申請校正事業者が JCSS 登録の一般要求事項に基づき構築したマネジメントシステム文書を最大限有効に活用して申請書類を作成できるように解説しています。

また、登録更新申請用の書類を作成する場合も本手引きにおける「登録」を「登録更新」に読み替え、登録申請時と同様に作成してください。

なお、登録に加えて認定国際基準に対応した JCSS 認定を受けようとする校正事業者が作成する認定申請用の書類の作成については、「JCSS 登録及び認定の取得と維持のための手引き(JCRP22)」の第2部をご参照ください。

本手引きを管理する担当課は認定センター計量認定課です。

登録申請関係の書類について

I. 登録申請書類の構成及び書き方について

1. 申請に必要な書類の構成及び作成

登録申請に必要な書類は表1-1のとおりです。それらの構成は以下のようになっています。

(1) 登録申請書(施行規則様式第81)

(2) 施行規則第91条で規定された添付書類

(3) 誓約書(計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について)

(1) 及び(2)については正本1部をご提出ください。申請に必要な書類は、原則として、A4版で作成してください。添付書類には、例えば表1-1に示す添付書類番号を附したタグをつける(図参照)等により識別するものとし、添付書類の一覧を示したリスト(インデックス)を添付書類の先頭頁に付けてください。計量法施行規則第136条第3項の規定に基づく電磁的記録による添付書類の提出、または「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」関連法令・告示に基づく「認定申請審査業務システム」(以下、「システム」)による申請書類の提出を行う場合は、「JCSS 登録及び認定の取得と維持のための手引き(JCRP22)」に従い申請を行ってください。

なお、登録申請時又は登録後、標準物質生産者としての認定を希望する事業者は、認定(再認定)申請時に表1-1に示す書類のほか、表1-2に示す書類を正本1部ご提出ください。

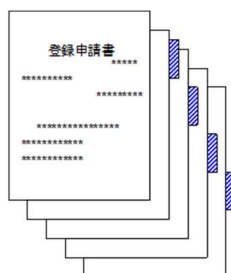


図 申請書類の識別方法の例

表1-1 登録申請に必要な書類

必要な書類（電磁的記録媒体またはシステムにより提出する場合は、必要なファイル）		組織形態 一般社団法人・ 一般財団法人	一般社団法人・ 一般財団法人以外
登録申請書（施行規則様式第81）		□登録申請書	
施行規則第91条で規定された添付書類	定款	□添付1-1	
	登記事項証明書（現在事項全部証明書）	□添付1-2	
	事業計画書	□添付1-3	
	事業概況書		□添付1-1
	登記事項証明書又はこれに類するもの（現在事項全部証明書）		□添付1-2
	登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類	□添付2-1	
	校正事業に類似する事業の実績を示す書面	□添付2-2	
	校正事業を行う組織に関する事項を示す書面	□添付3	
	校正事業に従事する者の氏名及び該当者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績を示す書面	□添付4	
	校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別を示す書面	□添付5	
	校正事業を行う施設の概要を示す書面	□添付6	
	計量器の校正等の実施の方法を定めた書類		
	文書体系図及び文書リスト	□添付7	
	品質マニュアル（文書として維持している場合） ISO/IEC 17025(JIS Q 17025) 8.1 項におけるマネジメントシステム選択肢において自身の選択を表明（選択肢 A or B）した書面	□添付8 ※ISO/IEC 17025(JIS Q 17025) 8.1 項におけるマネジメントシステム □選択肢 A □選択肢 B	
	計量器の校正等に使用する設備（機器等）のトレーサビリティ体系図	□添付9	
	校正手順を記述した書類	□添付10	
	測定の不確かさを記述した書類（校正測定能力の根拠となるバジェット表を含む）	□添付11	
	計量器の校正等に使用する設備（機器等）の管理の方法を記述した書類	□添付12	
	証明書発行の方法を記述した書類（校正証明書の様式を含む）	□添付13	
標章及び／又は認定シンボルの使用方法を記述した書類	□添付14		
申請に係る計量器又は標準物質に係る法第136条第1項又は法第144条第1項の証明書の写し	□添付15		
計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について（付録参照）	□誓約書		
登録免許税の納付を証明するもの （登録免許税納付領収証書）	□領収証書		
（電磁的記録媒体により提出する場合） 電磁的記録媒体提出票（施行規則様式第99の2）	□		

注記： 1. 添付8, 10, 11, 12, 13については、それを規定している書類の全文を添付してください。

2. 計量器の校正等、実施方法を定めたそれぞれの書類が他の文書に含まれる場合は、その書類の識別を明

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

記してください。

3. 表中右欄の□は申請時のチェック用にお使いください。
4. 追加の登録申請時等で、添付書類の内容が既に登録されている範囲の申請書類の内容と変更がない場合は添付書類を省略する旨を記載ください。

表 1-2 標準物質生産者としての認定を希望する場合に必要な書類

組織形態	標準物質生産者の 認定に必要な書類
<p>必要な書類</p> <p>[標準物質生産を行う組織に関する事項を示す書面]</p> <p>①全体の組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準物質生産を行う担当部署の位置づけが記述されていること。 ・大きな組織である場合、親事業所全体との関係等が記述されていること。 <p>②標準物質生産担当部署の組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高責任者、管理要員、生産従事者(の人数)の関係がわかること。 ・組織体系及び責任者名又は役職名が明確に記述されていること。 <p>③ISO 17034 請負業者との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請の種類ごとに、以下の工程における請負業者の関与の有無が明確に記述されていること。 <ol style="list-style-type: none"> a. 生産計画 b. 物質の加工 c. 均質性試験／安定性試験 d. 値付け e. RM 文書の発行 f. 物質の取扱い及び保管 h. 配付 ・生産計画、特性値及びその不確かさの付与及び承認、並びに RM 文書の承認は、申請者自身が行うように記述されていること。(注:外部委託は不可) ・請負業者が関与している場合、該当工程ごとに、請負業者の名称、所在地が記述されていること。 	<p>□添付 1 6</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証責任者及び代理者の氏名、実務経験 	<p>□添付 1 7</p>
<p>[標準物質生産に用いる機械等の数、性能、所在の場所、所有の別を示す書面]</p> <p>重要な機械、装置について、次の事項が記述されていること。 (注:請負業者の保有するものは対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・製造者名 ・型式名 ・数量 ・性能 ・製造番号 ・所在の場所 ・所有形態 	<p>□添付 1 8</p>
<p>[標準物質生産を行う施設の概要を示す書面]</p> <p>次の項目について、図に明示されているか (注:請負業者の施設は対象外)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所の全体配置図 ② 生産関連施設の規模、見取図、環境条件 ③ 主要な生産関連装置等の配置 	<p>□添付 1 9</p>
<p>[標準物質生産の方法等を定めた書面]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生産手順を記述した書類 (注:ここでいう生産には上記 ISO 17034 請負業者との関係の欄の a.~c.の工程を含む) ② 生産設備(機器等)の管理の方法を記述した書類 ③ 認証値のトレーサビリティ体系図 ④ 認証値の不確かさを記述した書類(バジェット表を含む) ⑤ 認定シンボルの使用方法を記述した書類 	<p>□添付 2 0</p>
<p>[RM 文書の様式]</p> <p>□日本語 □英語 □両方</p>	<p>□添付 2 1</p>

II. 申請書の書き方

1. 申請書様式

JCSS の登録申請書の様式は、施行規則第91条で同規則の様式第81（登録更新申請にあっては、施行規則第91条の3に基づく様式第81の2）に従うことが規定されています。登録申請書は、この様式に従って申請事業者が作成してください（登録申請書の記載例参照）。申請書様式は、IAJapan のホームページからダウンロードできます。

なお、登録申請書は計量器の校正等を行う事業所ごとに作成してください。

2. 申請書の記載事項

2.1 申請者の名称及び代表者の氏名

登録を受けようとする校正事業者の名称及び代表者の氏名を記入してください。ここでいう校正事業者とは、校正を行う部門が会社の一部である場合、母体となる会社をいいます。代表者は母体となる会社の代表権を持つ人物であって、それ以外の人物を代理人として記載する場合には委任状を添付してください。

2.2 登録を受けようとする事業の範囲

申請にあたっては、申請書には登録を受けようとする区分名を記載し「詳細は別紙のとおり」と記載し、別紙に校正測定能力として「校正手法の区分の呼称」、「計量器等の種類」、「校正範囲」及び「拡張不確かさ」を記載してください（登録申請書の記載例参照）。校正測定能力の表記の方法については、[付属書-A「JCSS 登録及び認定の一般要求事項（JCRP21）」](#)及び[「校正における測定不確かさの評価（JCG200）」](#)をご覧ください。

[標準物質生産者としての認定を申請する場合は、校正（値付け）にかかる申請書別紙とは別に、標準物質生産にかかる申請書別紙を提出ください。標準物質生産にかかる申請書別紙には、認証標準物質の値付け技術及び特性値の拡張不確かさ（達成可能な最小の不確かさ）を記載してください。特性値の拡張不確かさには、特性の安定性に起因する不確かさを考慮してください。特性値の拡張不確かさは、標準物質生産者の認定情報（IAJapan ホームページ公開情報）に記載されます。](#)

注1: JCSS で登録を取得できる登録に係る区分に対応する計量器等の種類は、認定センターが定める「計量法施行規則第90条第2項の規定に基づく計量器等の種類を定める規程」に示していますので、そちらを参照してください。

注2: 校正測定能力の表現については、該当する技術的要求事項適用指針がある場合には、それに従ってください。

2.3 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

登録を受けようとする事業所の名称及び所在地を申請書に明記してください。

なお、上記の条件を満たす事業所の単位としては、会社規模、組織、業務分担等により様々な形態が考えられますが、所在地が複数にまたがる場合等には、一つの事業所と認められない場合がありますので、事前に IAJapan に相談してください。また、同一の事業所であっても、「校正手法の区分の呼称」毎や「計量器等の種類」毎で[品質マニュアル品質管理システム](#)が異なる場合は、別の事業所として取り扱われますので、ご注意下さい。

2.4 計量法関係手数料令別表第1第12号又は第13号の適用の有無

登録を受けようとする事業所が施行規則第91条の4に該当する場合は、計量法手数料令別表第1第12号（登録更新申請にあっては同別表第1第13号）が適用され、登録の基準が JCSS と類似する場合として登録申請手数料の減額措置が受けられます。該当しない場合は「なし」と、該当する場合は「あり」と記載し、該当する場合は施行規則第91条の5に定める書類を添付してください。

なお、該当する場合は、事前に IAJapan に相談してください。

2.5 申請書別紙の書き方

別紙については登録を受けようとする施行規則第90条第1項の区分ごとに作成してください。施行規則第90条第1項の区分（登録に係る区分）、又は施行規則第90条の2の告示で定める区分

(校正手法の区分の呼称)の名称については、機構が別途定める名称をそれぞれ記載してください。

また、恒久的施設で行う校正、現地で行う校正については、それぞれその旨を記載して申請いただくことが必要です。同じ校正手法の区分内で恒久的施設及び現地ででの校正を同時に申請する場合は手数料は校正手法の区分1件として申請することができます。

登録更新申請書の別紙において、既登録範囲に新規の区分、種類を追加する場合、校正範囲を変更する場合、又は校正測定能力の不確かさを変更する場合は、追加、変更する箇所に識別(下線、※等)を付してください。また既登録の区分、種類の一部を削除する場合も、その旨の記述(欄外に注釈を付ける等)をお願いします。

【登録申請書の記載例(質量:はかり及び温度:接触式温度計の例)】

様式第81

登 録 申 請 書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住 所 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

名 称 株式会社西原計器工業

代表取締役社長 平賀 勘内

計量法第143条第1項の登録を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 登録を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力
温度、質量(詳細は別紙のとおり)
- 2 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地
名 称: 株式会社西原計器工業 渋谷キャリアレーションセンター
所在地: 東京都渋谷区西原二丁目49番10号
- 3 計量法関係手数料令別表第1第12号の適用の有無
な し

- 備考
- 1 申請書の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 申請書には、第91条各号の書類を添えて、正本1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。
 - 3 校正等の事業を恒久的施設及びそれ以外の場所において実施する場合は、それぞれその旨を記載して申請すること。ただし、これらを同時に申請する場合は、1件として申請することができる。
 - 4 現に登録された事業所の所在地の変更(住居表示の変更を除く。)、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大又は校正測定能力を示す不確かさを小さくする場合には、登録証を添付して申請すること。
 - 5 すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。
 - 6 登録の際に、計量法関係手数料令別表第1第12号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第91条の5の書類」を具体的に記載し、添付すること。

【登録更新申請書の記載例(質量:はかり及び温度:接触式温度計の例)】

様式第81の2	
登 録 更 新 申 請 書	
年 月 日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿	
住 所	東京都渋谷区西原二丁目49番10号
名 称	株式会社西原計器工業
代表取締役社長	平賀 勘内
計量法第144条の2第1項の登録の更新を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。	
1 登録(登録更新)※年月日及び登録番号	
登録番号:	0×××
登録(登録更新)※年月日:	温度 年 月 日
	質量 年 月 日
※登録(登録更新)年月日の記載については、登録証(別紙)に記載されている「登録年月日」又は「登録更新年月日」を記載してください	
2 登録の更新を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力	
温度、質量(詳細は別紙のとおり)	
3 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地	
名 称:	株式会社西原計器工業 渋谷キャリアレーションセンター
所在地:	東京都渋谷区西原二丁目49番10号
4 計量法関係手数料令別表第1第13号の適用の有無	
な し	

- 備考
- 申請書の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。
 - 申請書には、第91条各号の書類を添えて、正本1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。
 - 現に登録した第90条第1項の区分中で、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大、校正測定能力を示す不確かさを小さくする場合には記載すること。
 - 計量器の校正等の事業を行う事業所の所在地を変更する場合は、記載すること。
 - すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。
 - 登録の更新の際に、計量法関係手数料令別表第1第13号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第91条の5の書類」を具体的すること。

様式81 別紙

登録に係る区分 : 温度
 恒久的施設で行う校正
 校正測定能力

校正手法 の区分の 呼称	種 類		校正範囲	拡張不確かさ (信頼の水準約 95%)	
接 触 式 温 度 計	定点実現装置		水の三重点	2 mK	
	抵 抗 温 度 計	定点校正法	水の三重点	3 mK (抵抗値を温度に換算した値)	
			インジウム点	5 mK (抵抗比を温度に換算した値)	
		比較校正法	-40 °C以上 156 °C以下	20 mK [*] (抵抗比を温度に換算した値)	不確かさ変更の 識別例
	156 °C超 420 °C以下		30 mK (抵抗比を温度に換算した値)		
	指示計器付温度計 (比較校正法)		-40 °C以上 300 °C以下	50 mK	

校正範囲変更の
識別例

※「ガラス製温度計」を削除

種類削除の
識別例

登録に係る区分: 質量
 恒久的施設で行う校正
 校正測定能力

校正手法 の区分の 呼称	種 類	校正範囲	拡張不確かさ (信頼の水準約 95 %)
はかり	電子式非自動はかり	1 g 以上 5 g 以下	0.05 mg
		5 g 超 10 g 以下	0.05 mg

現地校正
 校正測定能力

校正手法 の区分の 呼称	種 類	校正範囲	拡張不確かさ (信頼の水準約 95 %)
はかり	電子式非自動はかり	1 g 以上 5 g 以下	0.08 mg
		5 g 超 10 g 以下	0.08 mg

【標準物質生産者の認定(再認定)申請書別紙の記載例(濃度:pH標準液以外の標準液の例)】

認定に係る区分:濃度

区分の呼称	種類	値付け範囲	拡張不確かさ (信頼の水準約95%)	値付け技術
pH標準液以外の 標準液	銅標準液	1000 mg/L	0.6%	滴定法
	全有機体炭素 標準液	1000 mg/L	1.0%	HPLC

Ⅲ. 添付書類の書き方

1. 添付書類の全体構成と作成方法について

施行規則第91条では、申請書に添えて提出すべき書類を規定しています。

登録を受けようとする校正事業者は、本来 ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)に基づいたマネジメントシステム文書を保有しており、施行規則で要求される添付書類の記載項目の多くはこれらのマネジメントシステム文書に記述されていると思います。したがって、添付書類の効率的な作成のために、施行規則で規定された添付書類にはできる限りマネジメントシステム文書を引用し、表1-1に示されたマネジメントシステム文書等を添付することが良い方法です。

添付書類は下記の記述に従って作成してください。また、計量法施行規則第136条第3項の規定に基づく電磁的記録による添付書類の提出を行う場合の電子ファイル作成方法については、「JCSS登録及び認定の取得と維持のための手引き」に従ってください。

なお、施行規則第91条に係る添付書類でマネジメントシステム文書等を引用する場合には、原則として以下のいずれかの方法で行ってください。

- ① 添付書類中に、引用するマネジメント文書の該当部分を抜粋し記述する。その際、出典(規程等の名称、番号、項目名)を明らかにする。
- ② 添付書類中に、引用するマネジメントシステム文書(規定等)の名称、番号等を記載し、引用する文書の全部又は一部を添付する。
- ③ IAJapan 発行の技術文書又は日本産業規格(JIS)を引用する場合には、添付の必要はありません。ISO等の国際規格の場合、別途提出をお願いすることがあります。

2. 添付書類の記載事項について

【一般社団法人・一般財団法人】

(1) 定款、登記事項証明書、事業計画書(施行規則第91条第1号)

一般社団法人・一般財団法人にあつては、以下を添付書類として申請書に添付してください。

- ① 定款[添付1-1]
- ② 登記事項証明書(現在事項全部証明書) [添付1-2]
- ③ 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書 [添付1-3]

【一般社団法人・一般財団法人以外】

(2) 事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類するもの(現在事項全部証明書)(施行規則第91条第2号)

一般社団法人・一般財団法人以外にあつては、次の事項を記載した事業概況書[添付1-1]を作成し、登記事項証明書又はこれに類するもの(現在事項全部証明書)(例えば、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体は設置規定や組織規定の写し)[添付1-2]とともに申請書に添付してください。

- ① 会社名又は団体名、代表者名及び住所

- ② 計量器の校正等を行う事業所の所在地
- ③ 資本金(法人の場合)
- ④ 総従業員(総職員)数及び当該校正事業の従事者(職員)数
- ⑤ 事業(全体)の種類及び内容
- ⑥ 年間売上額
- ⑦ 申請範囲の校正事業の概要、実施状況(売上又は校正件数等)

ここでは、申請範囲の校正事業の概要として、まず、校正事業全体(申請範囲以外の校正事業を含む)の概要(どのような計量器の校正等を実施しているか)を記述し、その中で申請の範囲を明確にしてください。次に実施状況として校正事業全体の実績(売上又は校正件数)を記述し、申請範囲の校正事業が全事業の実績に占める割合を示してください。

- ⑧ 校正事業以外の事業がある場合は、全体の組織体系

この項目に該当する場合は、事業所全体の組織図を添付3の「校正事業を行う組織に関する事項を示す書面」にそれを記載し、ここでは、「校正事業を行う組織に関する事項を示す書面参照」と記述してください。

ただし、添付3で品質マニュアルを引用する場合には、「品質マニュアル〇〇項参照」としても結構です。

- (3) 登録を受けようとする施行規則第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類(施行規則第91条第4号)[添付2-1]

登録を受けようとする事業の範囲において、適切な技能試験に参加した結果(En 数等のパフォーマンス統計量を含む)を示す書類の写しを添付してください。なお、適切な技能試験とは、「IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)」にも記載されているとおり、次のとおり分類されます。

- ・ APAC、IAAC、IRMM、IFCC、JCTML 等の国際機関又は地域機関が指定又は主催する技能試験等
- ・ 上記以外の組織が技能試験提供者として提供する技能試験。ただし、当該技能試験の適切性がIAJapan によって確認されているものに限ります。IAJapan によって適切性が確認された技能試験はIAJapan ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

なお、その申請分野において適切な技能試験がない、あるいは技能試験の時期により申請時に利用できない等の理由により技能試験に参加した実績がない場合には、技能試験に代わるものとして一定の条件を満足した代替手法の利用が可能ですので、その実施については、事前にIAJapan にご相談ください。

備考1) 代替手法: 技能試験の代わりとなる試験所間比較等の手法。詳しくは、「IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)」第7項をご参照ください。

備考2) 登録更新の際、直近に実施した技能試験の実績を添付してください。

- (4) 校正事業に類似する事業の実績を示す書面(施行規則第91条第6号のイ)[添付2-2]

次の事項を記載した書面を作成してください。

なお、一般社団法人又は一般財団法人以外の法人については、添付1の事業概況書に下記の①及び②の内容が記載されている場合には、この書面では①及び②は省略して結構です。一般社団法人又は一般財団法人については省略しないでください。

- ① 校正事業に類似する事業を開始した時期、沿革等

校正事業の沿革を含む事業所全体の沿革を記述してください。その中で、申請範囲の校正事業についても開始時期がわかるように記載してください。事業所のパンフレット等にこれらが記載

されている場合には、それを添付しても結構です。

- ② 校正事業に類似する事業の実績(最近3年間の種類ごとの校正件数、売上等の詳細)
申請範囲に該当する校正事業の最近3年間の実績(校正件数又は売上)を記載してください。
該当する校正事業の実績がない場合は、類似する校正事業の実績を記載してください。

(5) 校正事業を行う組織に関する事項を示す書面(施行規則第91条第6号のニ)[添付3]

校正事業を行う組織に関する事項を示す書面を作成してください。(2)の⑧に該当する場合は、まず会社全体及び事業所全体の組織図を示し、その他に申請に係る校正事業部門の組織図を作成してください。事業所全体の組織図では、申請に係る校正事業部門を枠で囲ってください。また、校正業務に関係のある部門又は関係者についても記載してください。

校正事業を行う組織に関する事項を示す書面に記載すべき事項は、原則として、次のとおりとします。

- ① 依頼の受付、校正物件の保管、校正事業の実施、証明書の発行等を行う部署に関する名称、組織体系
品質マニュアルに事業所の組織図等があれば、それを引用しても結構です。
- ② 連絡担当部署及び担当者氏名(電話番号、FAX 番号及びEメールアドレス)
- ③ IAJapan ホームページ掲載用の情報(JCSS 認定事業者の場合は、英文も必須)

(6) 校正事業に従事する者の氏名及び当該者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績を示す書面(施行規則第91条第6号のホ)[添付4]

次の事項を記載した書面を作成してください。

- ① 各管理要員、校正証明書発行責任者を含む校正事業に従事する者の氏名、役職又は担当業務、及び当該要員が校正事業に類似する事業に従事した実績(補助者は除くことができる。)
- a) 氏名
- b) 入社年月日
- c) 役職又は担当業務
- d) 申請する事業の範囲の計量器の校正又は類似の分野の校正実務経験若しくは校正に関連する研究、開発、試験等に従事した経験の内容及び期間
- ② 各管理要員及び校正証明書発行責任者並びにこれらの代理人の役職名及び氏名
各管理要員の責務内容を記載してください。品質マニュアル等に記述があれば、それを引用しても結構です。

(7) 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示す書面(施行規則第91条第6号のロ)[添付5]

特定二次標準器、特定二次標準物質、常用参照標準、特定二次標準器又は常用参照標準により校正等を行った校正用ワーキングスタンダードのほか、校正事業に必要な機器(以下「校正用機器」という。)について、次の事項を記載した書面を作成してください。

なお、技術的要求事項適用指針に登録事業者として最低限管理することが望ましい校正用機器を規定している場合は、それを参照してください。

- ① 校正用機器の名称
- ② 製造者名
- ③ 型式名
- ④ 数量
- ⑤ 性能

- ⑥ 製造番号
- ⑦ 所有の形態(所有又は借入の識別)
- ⑧ 所在場所
- ⑨ 特定二次標準器、特定二次標準物質、常用参照標準についてはその校正周期

(8) 校正事業を行う施設の概要を示す書面(施行規則第91条第6号のハ)[添付6]

登録を受けようとする校正事業を適確に実施するのに必要な校正用機器を設置する施設について、その概要を示す書面を作成してください。

記載すべき事項は、原則として、次のとおりとします。

- ① 施設の規模、見取り図及び間仕切り等の有無
- ② 主要な器具等の配置
- ③ 各校正室の環境条件等

(9) 計量器の校正等の実施の方法を定めた書類(施行規則第91条第5号)

次の事項を記載した書類を作成してください。

① 文書体系図及び文書リスト[添付7]

文書管理規程等に文書体系図及び文書リストが含まれている場合には、その部分を添付してください。文書管理規程等に含まれていない場合は、新たに作成してください。

② 品質マニュアル[添付8]

品質マニュアルが内部文書として維持されている場合は、その全文を添付してください。

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025) 8.1 項におけるマネジメントシステム選択肢において自身の選択を表明(選択肢 A or B)した書面を添付ください。

③ 計量器の校正等に使用する設備(機器等)のトレーサビリティ体系図[添付9]

特定二次標準器及び特定二次標準物質(以下、「特定二次標準器等」という。)又は常用参照標準を含む、登録に係る校正用機器等のトレーサビリティを明らかにした図面(体系図)を作成してください。

トレーサビリティ体系図には、国家計量標準から申請者の特定二次標準器等(又は常用参照標準)までのトレーサビリティ体系だけではなく、申請者の特定二次標準器等(又は常用参照標準)から想定している被校正品(例:指示計器付温度計)まで含めたトレーサビリティ体系を明確に記載してください。この際、特定二次標準器等(又は常用参照標準)からワーキングスタンダードを用いて被校正品を校正する場合と、特定二次標準器等(又は常用参照標準)から直接、被校正品を校正する場合の両方がある場合は、その体系を明確に記載してください。

④ 校正手順を記述した書類[添付10]

校正手順を記述した書類とは、登録を受けようとする校正業務の全ての手順を記述した文書であり、校正の方法が明確に識別できるものです。機器の操作手順書や、作業指示書などはこれに含む必要はありませんが、これらの手順書や指示書が校正の不確かさ等に影響する場合など、申請時に審査用参考資料として提出していただく場合があります。

登録申請に係る全ての校正手順書(全文)を添付してください。

⑤ 測定の不確かさを記述した書類[添付11]

測定の不確かさを記述した書類とは、登録を受けようとする校正事業の校正手順に係る不確かさの評価方法について記述した文書であり、その中で登録を受けようとする校正の校正測定能力を評価した方法及び評価結果が示されていることが必要です。

登録申請に係る全ての校正の不確かさ評価手順書(全文)及び校正測定能力の不確かさを評価したバジェット表を添付してください。

⑥ 計量器の校正等に使用する設備(機器等)の管理の方法を記述した書類[添付12]

計量器の校正等に使用する設備(機器等)の管理の方法を記述した書類とは、登録を受けようとする校正事業に用いる装置、設備等の校正、点検を含む管理の方法を規定する文書です。これには、特定二次標準器等、常用参照標準、ワーキングスタンダード及びそれ以外の測定装置及び／又は設備が含まれます。この手順書は、全文を提出してください。

なお、特定二次標準器等、常用参照標準及びワーキングスタンダードとそれ以外の装置類に関する規程を分けて作成することができますので、その場合は、添付12-1、添付12-2などの枝番を付けてください。

⑦ 証明書発行の方法を記述した書類[添付13]

証明書発行の方法を記述した書類とは、登録を受けようとする校正事業の校正証明書の発行手続きを規定した文書です。証明書の再発行及び修正、発行責任者、校正証明書の様式等もこの中に規定することが良いでしょう。この規程は、全文を添付してください。

⑧ 標章及び／又は認定シンボルの使用方法を記述した書類[添付14]

標章及び／又は認定シンボルの使用方法を記述した書類とは、登録を受けようとする校正事業の校正証明書に使用する施行規則第91条第2項で規定する標章及び／又は認定シンボルの使用方法を規定した文書です。

(10) 申請に係る計量器又は標準物質に係る法第136条第1項又は法第144条第1項の証明書の写し(施行規則第91条第3号)[添付15]

特定二次標準器等の校正証明書(JCSS)、常用参照標準の校正証明書(JCSS)の写しを全て提出してください。

(11) 標準物質生産者が標準物質生産に必要な書類

標準物質生産者としての認定を希望する場合に必要な事項を規定した書類です(表1-2に示した書類)。

JCSSの登録申請に必要な書類の作成例に準拠して作成してください。

詳細については、認定(再認定)申請時に担当者にご相談ください。

IV. 誓約書の提出について

JCSSでは、登録申請に際して登録要求事項に従うこと、登録審査に協力すること等を誓約する文書「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」を、認定申請に際しては「誓約書」を提出することが「JCSS 登録及び認定の一般要求事項(JCRP21)」に定められています。本手引きの付録には「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」の様式を添付していますので、登録申請に際して、これに申請書に記入したものと同一申請者の住所、名称、代表者の氏名を記入し、申請書と一緒に提出してください。

なお、登録申請と同時に認定申請を行う場合は「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」の提出は不要です。

V. 登録免許税の納付証明書について

1登録申請ごとに登録免許税を納付する必要があります。登録免許税の納付を証明する書類(領収書)【原紙】を所定の様式に貼付して提出してください。

なお、登録更新申請には登録免許税は課税されませんので、ご注意下さい。

VI. 登録(登録更新)申請中の申請書類の訂正について

登録(登録更新)申請中に申請内容に変更が生じた場合は、対応する変更に係る書類等を添えて、登録(登録更新)申請書訂正願を正本1通提出してください。(登録(登録更新)申請書訂正願の記載例参照)

電磁的記録媒体又はシステムによる添付書類の提出を行う場合は、「JCSS 登録及び認定の取得と維持のための手引き(JCRP22)」に従い申請を行ってください。

VII. 登録(登録更新)申請中の中断について

登録(登録更新)申請中で審査の中断を希望する場合は、原則一回に限り中断期間は6ヶ月を上限として希望することができます。その際は、登録(登録更新)申請中断願を提出してください。(登録(登録更新)申請中断願の記載例参照)

また、中断した審査の復活を希望する場合は、登録(登録更新)申請復活願を提出してください。(登録(登録更新)申請復活願の記載例参照)

VIII. 登録(登録更新)申請の取下について

登録(登録更新)申請の取り下げを希望する場合は、登録(登録更新)申請取下願を提出してください。(登録(登録更新)申請取下願の記載例参照)

IX. 登録更新申請について

登録更新申請については、登録の有効期限の1年前から5ヶ月前までに、登録更新申請書(様式第81の2)に登録時と同様の書類を添付し、登録申請時と同様の構成で提出してください。

ただし、既に提出されている添付資料の内容に変更がない場合は、その旨を添付書類の表紙にその旨記載して省略することができますが、できる限り、省略することなく、作成・提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、登録更新に際して、事業所の所在地を変更する場合若しくは既に登録された区分の中で計量器等の種類追加、校正範囲の拡大又は校正測定能力を示す不確かさを小さくする場合は、新旧対照表を添付するなど変更内容を明示してください。

登録更新申請には登録免許税は課税されませんので、ご注意ください。

附 則

この規程は、平成3~~1~~年 ~~1~~月 ~~1~~日から適用する。

附 則

この規程は、2020年10月30日から適用する。

附 則

この規程は、2021年1月15日から適用する。

附 則

この規程は、2021年 X 月 X 日から適用する。

付属書 A

校正測定能力の不確かさの表記方法

1. 校正測定能力はあいまいさがないように表記すること。
2. 校正測定能力の不確かさを測定量の範囲に対して表記する場合、次に掲げる方法の一つ又は組み合わせを用いること。なお、开区間(例えば、「 $U < 5 \mu\text{m}$ 」)は使用してはならない。
 - 1) 校正範囲に全体にわたって有効である一つの値で表す。
 - 2) 範囲で表す。(例: 測定範囲 100 mm 以上 200 mm 以下 に対し、校正測定能力 10 μm 以上 20 μm 以下)
 - なお、この場合、範囲内は一次補間が想定できること。
 - 3) 測定量又は変数の関数 $f(x)$ で表す。
 - 4) マトリックスで表す。(不確かさの値が測定量及び付加的な変数の値に依存する場合(例: 高周波関係において、周波数と電圧のようなケース))
 - 5) 図式で表す。
 - なお、この場合、各座標軸は少なくとも有効数字二桁の不確かさが得られる程度の分解能を持つこと。
2. 校正測定能力の不確かさは、信頼の水準約 95 % に対応する拡張不確かさとして表記すること。不確かさの単位は、測定量の単位と同じか又は測定量に対する相対値であること。通常、関連する単位を含めるのが良い(ppm ではなく、例えば $\mu\text{V/V}$)。
3. 校正測定能力の不確かさの数値は、多くとも二桁の有効数字で表記すること。
 - なお、数値の丸め方は、数値の丸め方に関する一般的な基準を用いること(詳細は、ISO 80000-1 の Annex B を参照のこと)。ただし、その丸めにより不確かさの数値を 5 % 以上低下させるならば、切り上げられた値とすること。
4. SI 単位の表記の仕方については、次の文書を参考とすること。
 - 1) The International System of Units (SI) — BIPM 発行
 リンク先: http://www.bipm.org/en/si/si_brochure/
 - 2) Guide for the Use of the International System of Units (SI) — NIST 発行
 リンク先: <http://www.nist.gov/pml/pubs/sp811/index.cfm>
 - 3) 国際単位系 — NMIJ 発行
 リンク先: <https://unit.aist.go.jp/nmij/info/redefinition/>

付属書 B 登録申請書添付書類の作成例

登録申請書添付書類の作成例

添付書類一覧

- 1 定款、登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び事業計画書（施行規則第91条1号）又は事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類するもの（現在事項全部証明書）（計量法施行規則第91条第2号に係る書面）[添付1]
- 2 登録を受けようとする施行規則第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類（施行規則第91条第4号に係る書面）、及び校正事業に類似する事業の実績（施行規則第91条第6号のイに係る書面）[添付2]
 - 2-1 参加した技能試験又は試験所間比較の結果を示す書類
 - 2-2 校正の事業の実績
- 3 校正事業を行う組織に関する事項（施行規則第91条第6号のニに係る書面）[添付3]
- 4 校正事業に従事する者の氏名及び該当者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績（施行規則第91条第6号のホに係る書面）[添付4]
- 5 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別（施行規則第91条第6号のロに係る書面）[添付5]
- 6 校正事業を行う施設の概要を示す書面（施行規則第91条第6号のハ）[添付6]
- 7 計量器の校正等の実施の方法を定めた書類（施行規則第91条第5号）[添付7～14]
- 8 申請に係る計量器又は標準物質に係る法第136条第1項又は法第144条第1項の証明書の写し（施行規則第91条第3号）[添付15]
- 9 計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について
- 10 登録免許税の納付を証明する書類

【一般社団法人・一般財団法人】

添付1 定款、登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び事業計画書（施行規則第91条1号に係る書面）

添付1-1 定款

添付1-2 登記事項証明書（現在事項全部証明書）

添付1-3 事業計画書

※ 事業概況書の作成は必要ありません

※ 例示を省略

【一般社団法人・一般財団法人以外】

添付 1 - 1 事業概況書（計量法施行規則第 9 1 条第 2 号に係る書面）	
会社名又は団体名、代表者名及び住所	株式会社西原計器工業 代表者 平賀 勤内 〒151-0066 東京都渋谷区西原二丁目49番10号
計量器の校正等を行う事業所の所在地	〒151-0066 東京都渋谷区西原二丁目49番10号 TEL 03-3481-1942 FAX: 03-3481-1937
資本金（法人の場合）	225,000千円（〇〇年××月△△日現在）
総従業員（総職員）数	250名（臨時職員含む）
当該校正事業の従事者（職員）数	渋谷キャリアブレーションセンター： 15名 温度計校正課： 7名
事業（全体）の種類及び内容	測温抵抗体、熱電対、指示計器付温度計等の製造、販売、修理、校正サービス
年間売上額	約3,567,000,000円 （〇〇年度実績）
申請範囲の校正事業の概要、実施状況（売上又は校正件数）等	測温抵抗体、熱電対、指示計器付温度計等の校正事業（申請範囲：水の三重点セル、白金抵抗温度計及び指示計器付温度計の校正） （売上） 〇〇年度実績 校正事業全体 約30,000,000円 申請範囲 約15,000,000円
校正事業以外の事業がある場合の全体の組織体系	校正事業を行う組織に関する事項を示す書面参照。 （添付3）

添付 1-2 登記事項証明書又はこれに類するもの（現在事項全部証明書）

※例示を省略

添付 2 登録を受けようとする第 90 条第 1 項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類（施行規則第 91 条第 4 号に係る書面）、及び校正事業に類似する事業の実績(施行規則第 91 条第 6 号のイに係る書面) [添付 2]

添付 2-1 登録を受けようとする第 90 条第 1 項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類

※ 技能試験等に参加している場合は、その報告書又は証明書を添付してください。参加がない場合は IAJapan に事前にご相談ください。

－例示を省略－

添付 2-2 校正事業に類似する事業の実績

2.2.1 校正事業に類似する事業を開始した時期、沿革等

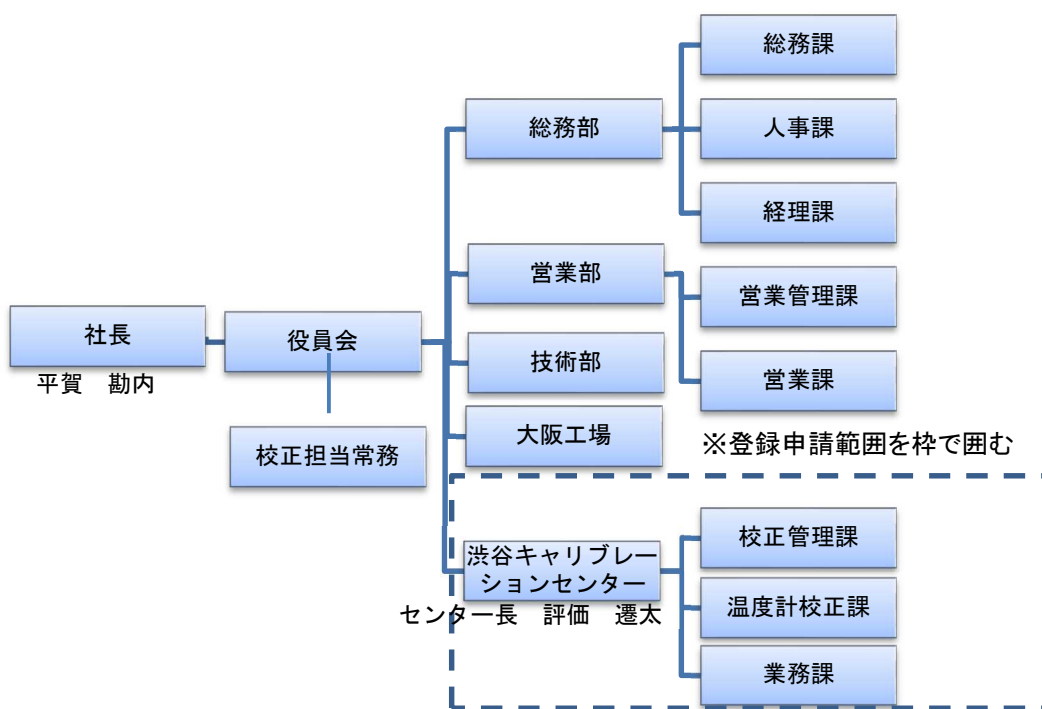
- | | |
|------------|---|
| 1967 年 4 月 | (有)西原計器設立 熱電対の製造、販売開始。 |
| 1970 年 | 測温抵抗体の製造、販売開始。 |
| 1975 年 | 技術部に校正課を設置。自社製品温度計校正サービス開始。 |
| 1985 年 | (株)西原計器工業となる。指示計器付温度計の製造、販売開始 |
| 1995 年 | 機構改革により、技術部校正課を母体として渋谷キャリアレーションセンターを設置。自社製品に限らず測温抵抗体、熱電対、指示計器付温度計等の校正サービスを開始、現在に至る。 |

2. 2. 2 校正事業に類似する事業の実績（最近3年間）
（件数）

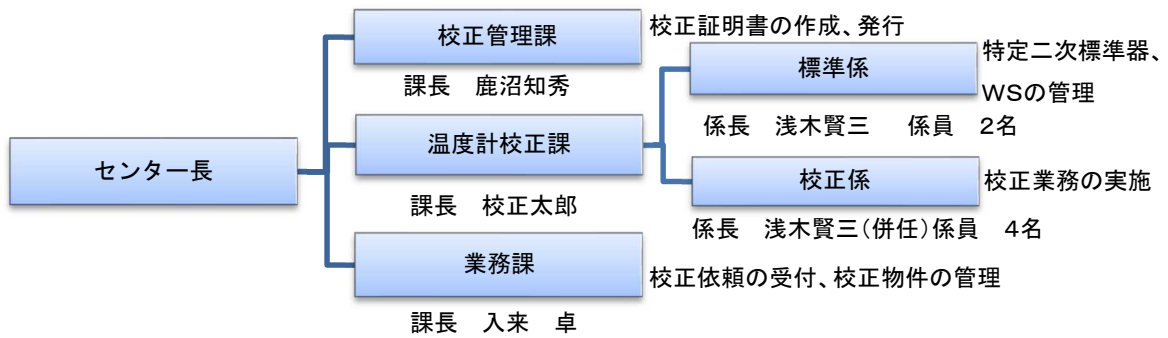
登録に係る区分及び種類		〇〇年 度	××年 度	△△年 度
温度	測温抵抗体	25	20	5
	指示計器付	50	60	20
	温度計	150	250	84
	熱電対	10	15	5
	その他			

添付3 校正事業を行う組織に関する事項（施行規則第91条第6号の二に係る書面）

3. 1 会社（事業所）組織図



3. 2 事業所組織図(渋谷キャリブレーションセンター)



連絡担当部署及び担当者氏名: (株)西原計器工業 渋谷キャリブレーションセンター
 温度計校正課長 校正 太郎
 TEL 03-3481-1942 FAX: 03-3481-1937
 E-mail kosei-taro@×××

niteホームページ掲載用の情報 (※JCSS認定事業者の場合は、英文も必須)

名称 : 株式会社西原計器工業 渋谷キャリブレーションセンター
 (Shibuya calibration center, Nishihara instrument industry.,LTD.)
 郵便番号: 151-0066
 所在地 : 東京都渋谷区西原二丁目49番10号
 (2-49-10, Nishihara, Shibuya-ku, Tokyo, 151-0066 Japan)
 お問い合わせ先: 温度計校正課 (Thermometer proofreading section)
 TEL 03-3481-1942 FAX: 03-3481-1937

※ 事業所の品質マニュアル、組織規程、業務分掌規定等上記情報が含まれている場合にはそれを参照しても構いません。

添付4 校正事業に従事する者の氏名及び該当者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績(施行規則第91条第6号のホに係る書面)続き

4.2 品質システム管理者、技術管理者、校正証明書発行責任者

	正		代理人	
	役職	氏名	役職	氏名
品質システム管理要員	渋谷キャリブレーションセンター長	評価 遷太	温度計校正課長	校正 太郎
技術管理要員	温度計校正課長	校正 太郎	温度計校正課標準係長	浅木 賢三
校正証明書発行責任者	渋谷キャリブレーションセンター長	評価 遷太	校正管理課長	校正 太郎

各管理要員の責務内容は品質マニュアル○項を参照のこと。

添付5 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別(施行規則第91条第6号のロに係る書面)

5.1 申請範囲に係る特定二次標準器、特定二次標準物質(又は常用参照標準)

名称	構成品	数量	製造者名	型式	製造番号	性能	所在	所有	校正周期
水の三重点実現装置	セル	1	〇〇社	AB03	1122	安定性 0.05 mK 再現性 0.05 mK	校正室	所有	1年
白金抵抗温度計	PT (25 Ω)	1	△△△社	1234 SA	2233	安定性 1.0 mK (In点)	同上	所有	2年

5.2 申請範囲に係るワーキングスタンダード

名称	構成品	数量	製造者名	型式	製造番号	性能	所在	所有
水の三重点実現装置	セル	2	〇〇社	AB03	1123, 1124	安定性 0.05 mK 再現性 0.05 mK	校正室	所有
水銀点実現装置	セル	1	□□社	Hg01	3456	安定性 0.10 mK 再現性 0.05 mK	同上	所有
インジウム点実現装置	セル	1	××社	In23	4567	安定性 0.10 mK 再現性 0.05 mK	同上	所有
スズ点実現装置	セル	1	〇〇社	Sn89	5678	安定性 0.10 mK 再現性 0.05 mK	同上	所有
亜鉛点実現装置	セル	1	△△社	Zn45	7890	安定性 0.15 mK 再現性 0.10 mK	同上	所有
白金抵抗温度計	PT (25 Ω)	4	△△社	1234SA	2234, 2235, 2236, 2237	再現性 1 mK (In点) 自己加熱 2mK 未満	同上	所有
	PT (100 Ω)	2	〇△社	2356IA	9981, 9982	再現性 2 mK (In点) 自己加熱 5 mK未満	同上	所有

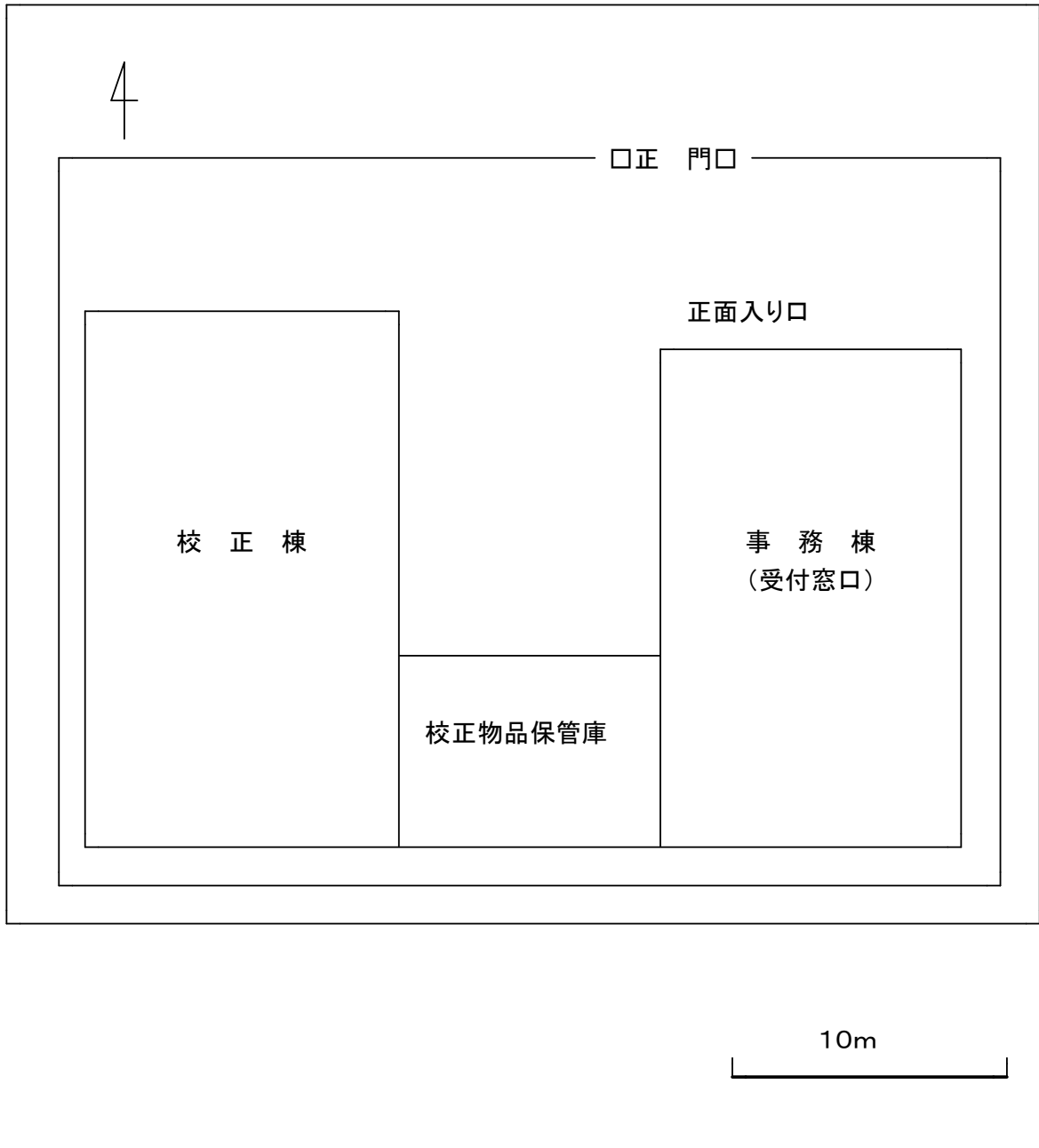
添付5 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別(施行規則第91条第6号の口に係る書面)続き

5.3 校正用機器

名称	構成品	数量	製造者名	型式	製造番号	性能	所在	所有
標準抵抗器	1 Ω	2	〇〇〇	2501	1357, 1358	経年変化 2 μΩ/年/年以下 不確かさ 2.5 μΩ以下 温度係数 3 μΩ/°C以下 負荷係数 2 μΩ以下	校正室	所有
	10 Ω	2	〇〇〇	2510	2468, 2469			
	100 Ω	2	〇〇〇	2100	1478, 1479			
	保温槽	1	〇〇〇		1480	制御温度 25 °C ± 0.05 °C		
交流抵抗ブリッジ	本体	1	×××	G-18	1301	不確かさ 0.2 μΩ/Ω以下 分解能 0.01 μΩ/Ω	同上	所有
	スイッチボックス	1		125-1	1502			
	ドライバ	1		159	1703			
高精度温度指示計 (デジタルマルチメータ)		1	○×△	1137A	579080	校正の不確かさ 1.0 μV	同上	所有
水の三重点保持装置		1	××社	CD12	2234	再現性 2 mK	同上	所有
水銀点保持装置 (低温用定点装置)		1	△○×	AA01	1135	プレート持続時間 12時間以上	同上	所有
定点保持装置 (定点炉)		3	△○×	ABC1 23	1565,157 6,1587	プレート持続時間 6時間以上	同上	所有
記録用パソコン		1	△○×	77AA	9981	300 MHz、HDD 4GB	同上	所有

添付6. 校正事業を行う施設の概要を示す書面(施行規則第91条第6号のハ)

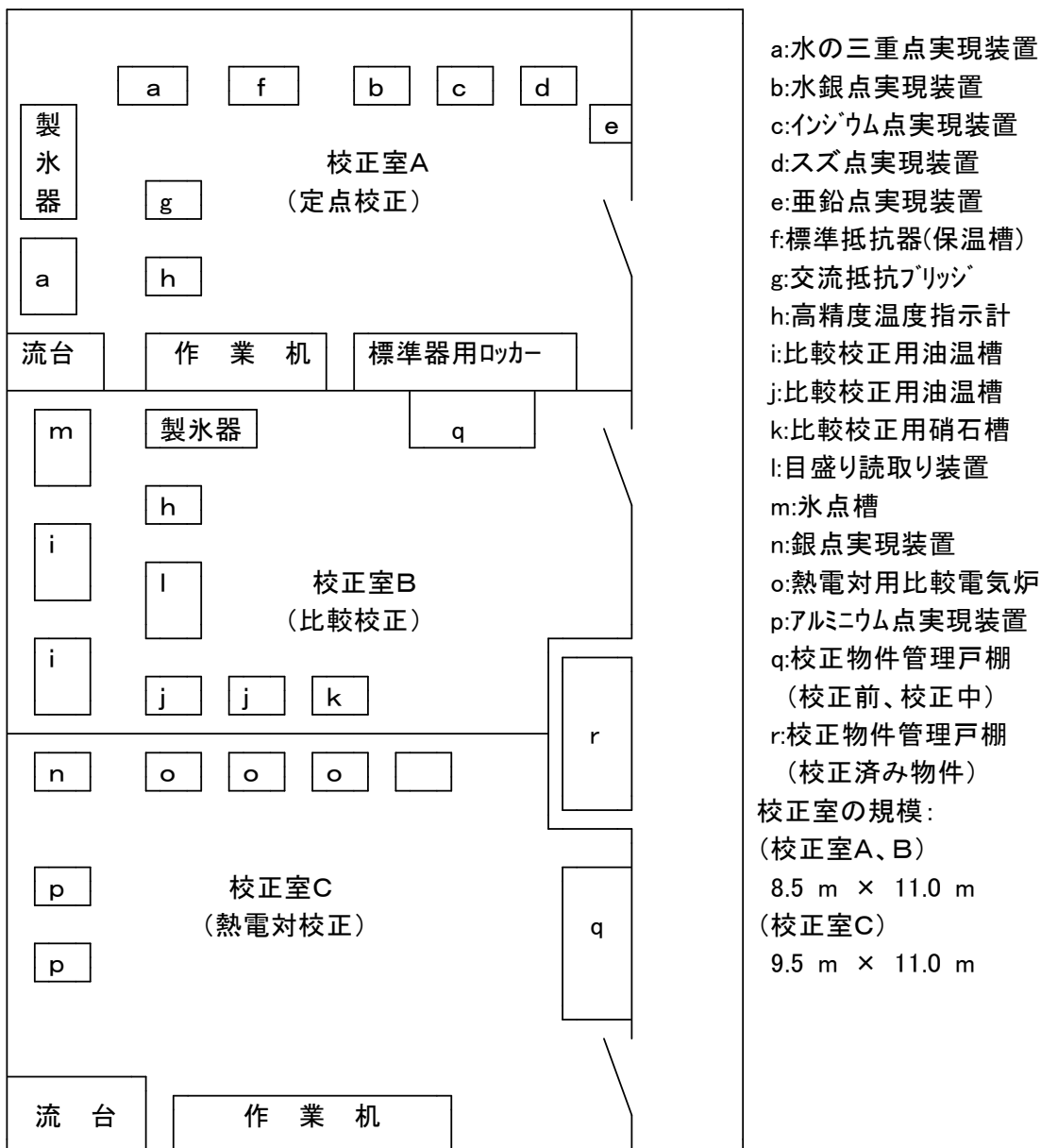
6. 1 渋谷キャリアブレーションセンター見取り図



見取り図には、概略寸法を記入してください。

添付6 校正事業を行う施設の概要を示す書面(施行規則第91条第6号のハ)

6.2 校正棟見取り図



6.3 校正室等の環境条件

校正室	温度	湿度
校正室A	23 °C ± 2 °C	65 % ± 10 %
校正室B, C	23 °C ± 5 °C	65 % ± 20 %

添付8. マネジメントシステム選択肢において自身の選択を表明した書面

マネジメントシステム選択肢Aを選択します。

登録（登録更新）申請書訂正願の記載例

登録（登録更新）申請書訂正願

年月日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

名称 株式会社西原計器工業

代表取締役社長 平賀 勘内

2017年4月1日付けで下記1. のとおり登録事業者の登録（登録更新）の申請をしましたが、下記2. のとおり申請書記載事項に変更がありましたので、訂正をお願いします。

記

1. 申請内容

登録を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び校正測定能力

温度、質量（詳細は別紙のとおり）

計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

名称： 株式会社西原計器工業 渋谷キャリブレーションセンター

所在地： 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

2. 変更内容

(1) 変更事項 認定を受けようとする事業所の名称の変更

旧	新
渋谷キャリブレーションセンター	東京キャリブレーションセンター

(2) 変更理由

組織変更に伴う申請事業所の名称変更による

3. 電磁的記録媒体を提出する場合、その電磁的記録媒体に記録された事項

登録（登録更新）申請中断願の記載例

登録（登録更新）申請中断願

年月日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住 所 東京都渋谷区西原二丁目49番10号
名 称 株式会社西原計器工業
代表取締役社長 平賀 勘内

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請いたしました登録（登録更新）申請書に基づき審査を行っていただいておりますが、【理由】により、下記のとおり登録（登録更新）申請を一時中断したく、本願書を提出いたしますので、事情ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、審査の再開につきましては、再度、「登録（登録更新）申請復活願」を提出することを申し添えます。

記

1. 申請内容

登録を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び校正測定能力

温度、質量（詳細は別紙のとおり）

2. 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

名 称： 株式会社西原計器工業 渋谷キャリアレーションセンター

所在地： 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

3. 中断期間

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までを予定。

備考1：中断願は、原則一回に限ります。

備考2：中断期間は最長6ヶ月です。

登録（登録更新）申請復活願の記載例

登録（登録更新）申請復活願

年月日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

名称 株式会社西原計器工業

代表取締役社長 平賀 勘内

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け登録申請中断願により、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで審査を一時中断していただいておりますが、下記のとおり登録申請手続きを復活したく、本願書を提出いたしますので、事情ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 申請内容

登録を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び校正測定能力

温度、質量（詳細は別紙のとおり）

2. 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

名称： 株式会社西原計器工業 渋谷キャリブレーションセンター

所在地： 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

登録（登録更新）申請取下願の記載例

登録（登録更新）申請取下願

年月日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

名称 株式会社西原計器工業

代表取締役社長 平賀 勘内

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請いたしました登録（登録更新）申請書に基づき審査を行っていただいておりますが、【理由】により、下記のとおり登録（登録更新）申請を取り下げさせて頂きたく、本願書を提出いたしますので、事情ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 申請内容

登録を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び校正測定能力

温度、質量（詳細は別紙のとおり）

2. 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

名称： 株式会社西原計器工業 渋谷キャリアレーションセンター

所在地： 東京都渋谷区西原二丁目49番10号

付 録 計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者名

遵守事項の誓約書

〇〇〇〇は、JCSS 登録の申請を行うにあたり、登録手順に従い、貴機構の審査を受け入れること及び定められた手数料を支払うことを誓約します。また、審査において校正事業者としての評価に必要なすべての情報を提供します。

〇〇〇〇は、JCSS 登録事業者となった際、「JCSS 登録及び認定の一般要求事項(JCRP21)」第1部の最新施行版の該当するすべての項目に適合することを誓約します。

【作成注意】

1. この書類は、登録申請書と同時に提出していただくものです。ただし、登録申請と同時に認定申請を行う場合、提出は不要です。
2. 日付は、申請日を記入して下さい。
3. 〇〇〇〇は、「□□株式会社 △△校正室」等、校正事業所名を記入して下さい。
4. 校正事業所名が変更された場合は、新たな「遵守事項の誓約書」を作成頂き、提出願います。

JCSS 登録申請書類作成のための手引き 改正のポイント

- JCSS 標準物質生産者について、認証標準物質特性値の拡張不確かさを含む申請書別紙の作成にかかる記述、及び別紙作成例の追加
- 「校正測定能力の不確かさ」の表記方法にかかる付属書の削除

本文中、主な改正箇所には下線を引いてあります。